ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 204号　2015.5

いのちと健康

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

健康で働くための東海セミナー in 岐阜

河嶌岐阜労連議長の開会あいさつ

学習と活動交流を深めたセミナー

3 月 28 日（土)、「東海セミナーin 岐阜」が 2013 年愛知、2014 年静岡に続き、岐阜市で開催されました。愛知・静岡・岐阜・三重東海 4 県全てから集い、39 名の参加でした。

河嶌岐阜労連議長の開会あいさつで始まった集会は、岩井弁護士による「過労死等防止対策推進法制定の意義とその実効性を考える」、植木医師による「パワハラ過労自殺を引き起こすメンタルヘルス」をテーマにした講演と、岐阜市役所過労自死裁判の特別報告、４県からの報告による交流となりました。

目次

第３回東海セミナーin 岐阜　1
全トヨタ労組からのレポート　3
市バス山田裁判　不当判決　4
地方センター交流集会　5
アイシン吉田裁判　和解成立　6
パワハラ過労自死で提訴　7
不安の波を乗り越えよう　8
愛商連・いのちと健康を守る学習会　9
ストレスチェックの義務化　１０
取り戻そう生活時間と安定雇用　１１
過労死防止で国･県･市に要請　１２
職場の労安・岐阜　１３
裁判日程　１４
エッセイ　１５
当面の日程　１６

講演は２本で、岩井羊一弁護士から過労死認定基準設定により精神疾患の認定請求が急増した経過や’14年 11 月の「推進法」施行後の状況を話されました。

岩井羊一弁護士

また、岐阜大医学部附属病院精神神経科准教授の植木啓文先生から「認定基準からみた自殺防止とメンタルヘルス対策」についてモラルハラスメントを中心に講演がありました。認定基準36 項目の具体的内容を示し、そこからメンタルリスク管理のヒントがあると指摘。メンタルヘルス対策は職場全体のストレスを軽減する方策が必要で、中でも職場の支援協力は不可欠。そして相談システムを充実し、産業医や精神科医・法律家等専門家との連携を日頃から構築していかねばならないこと。職場環境の改善や仕事の裁量性を高めることもメンタルリスク管理の必要条件であること。２氏の講演は法的医学的という関連で充実したものでした。

植木啓文准教授

特別報告として岐阜市役所職員過労自殺裁判の原告伊藤左紀子さんから裁判報告があり、2 ヶ月毎の「意見交換会」でわら人形事件・長良公園遊具後閲問題等新たな意見書を提出でき大きな成果を得、地方公務員災害補償基金の杜撰な反論書等の問題点も示し、来春にも予想される判決に向けて決意を示しました。

また、各県報告では岐阜教組の「学習・交渉・職場作り」でローアン活動を推し進めていること。三重南勢ユニオンからは労災認定を勝ち取り、今会社側に損害賠償請求をしている原告の方も参加され訴えがありました。愛知からは過労死 110 番の取り組みを中心に幅広い運動が紹介され、静岡はアスベスト被害対策の歴史と具体的方策が報告されました。参加者からの発言も多数あり、精神疾患等により休職し労災申請中の方の生活をどう成り立たせるかという課題も交流されました。

涙ながらに会社の非道さを訴える三重の労働者

岐阜県教組の労安活動報告

最後に岐阜・三重にはまだ「いの健センター」がないので、設立に向けての多くの助言もいただき、来年のセミナー開催を確認して終了しました。

（岐阜県労連　　坂　至正）

休憩中の一コマ

全トヨタ労組
活動レポート

団交で不当配転を撤回させる

全トヨタ労働組合　執行委員長　　若月　忠夫

ＢＴコーポレートサービス、小椋さんの大口工場への配転を撤回

３月 11 日の団体交渉においてＢＴコーポレートサービスは、小椋さんの「丹羽郡大口工場への配転を撤回し、トヨタ市内の工場（猿投または高丘）への配転にする」と約束しました。そして小椋さんはその後、主治医の「就労可能」の診断書を提出し、産業医の面談を受け、25 日から高丘工場へ常昼勤で勤務を開始しています。

左から若月執行委員長、小椋組合員

労働条件向上と組合組織化に奔走

言うまでもなくこの小椋さんの大口工場への配転は、彼が従業員の労働条件の向上をめざして社内に労働組合を作ろうとしたことへの、数々のパワハラを伴った報復配転でした。団体交渉では、組合としてこの点を明確にしつつ、同時に、家族の複雑で困難な事情を抱える小椋さんにとっては、この大口工場勤務が非常に困難であることを具体的に明らかにし、会社に配転撤回を迫っていました。

室長のパワハラでうつ病発症

また同時に要求していた直属の上司である室長の数々のパワハラについての謝罪と処分については、会社は「何回も事情聴取をやったが、両者が感情的な言い合いになっており、処分に値するようなパワハラとは認められなかった。しかし、上司である室長がこのような態度を取るのはマズイので、厳重な注意と指導を行った」と苦しい弁明を行いました。この弁明に対して、小椋さんと組合の側からは改めて室長の謝罪を求めています。

’15 春闘要求提出

またこの日の団交では、小椋さんの 2015 年度の賃上げと、非正規雇用の人を含む全従業員の賃上げの要求書を提出しました。同時に、守衛業務に携わる従業員の夜勤時の有休消化の問題（１勤務で２日分の有休日が消化される）の改善や工場内での就労場所交代時の休憩時間への食い込み時間の有給化などについても併せて要求しました。

小椋組合員談

私は、2014 年４月以降、会社から度重なるパワハラと圧力を受けて、12 月には大口工場に配転命令が来ました。私は精神障害３級の認定を受けた両親の面倒を見ているため、片道 50km もある大口工場に通勤となると、いざと言う時に対応ができません。また、病院への送り迎えも困難となるので、愛知労働局に相談したところ職員から「よく話し合いをするよう」会社に電話をしてくれました。しかし、会社からは何の対応もありませんでした。そのため私は抑うつになってしまい会社を休むことになりました。インターネットで相談に乗ってくれるところを検索していたら、愛知健康センターサイトを見つけ妻と共に相談に行きました。

そこで紹介されたのが全トヨタ労働組合でした。私は親身になって相談に乗っていただいたので組合員になることをその場で決めました。今年に入って団体交渉を３回して配転命令を取り消していただきました。今後も、「一人はみんなのため、みんなは一人のため」の精神を忘れずに頑張っていきたいと思います。

名古屋地裁　不当判決
残念、無念。市バス運転士の一分

「支援する会」代表代行　　藤井　茂

３月 30 日、名古屋地方裁判所（山田公災認定請求裁判）は「原告提訴を却下」とする不当判決を下しました。４月１日に弁護団会議（原告山田勇さん、水野・岩井・西川弁護士、支援する会）は名古屋高裁に「控訴」して逆転勝利を勝ち取ろうと確認しました。

２年間にわたる裁判所の審理は一体何だったのでしょうか。はじめから結論ありきで、高い席から証人の話を聞いていたのでしょうか。山田明さんの死にいたった業務すべてを“普通、平均的”として処理してしまうことが許されるのでしょうか。亡くなった山田さんから聞くこともできませんが。

少なくとも山田さんを追い詰めた

① 昼の「中休み時間中」に、十分な休息もとれず臨時バスの運転に従事したにも関わらず、こともあろうことに添乗した本庁の運転課長が、「葬式の司会者のような案内」と指摘。まじめに仕事している運転士に対するこれ以上の愚弄する言葉はありません。

② ベビーカーと料金の取り扱いを巡って
「いつ、どこでも起こりうる事例」が、あまりにも行きすぎやりすぎの指導で山田明さんを精神的に追い込みました。山田さんのバスに１日に３回の添乗指導が行われました。“これが普通か”と言いたい。

③ 車内転倒事故は冤罪だったことを無視
山田明さんの運転で起きた事故でない明確な証拠（ＢＤＣＳ）があるにもかかわらず、「本人が認め警察での取り調べも通常で特別な負担はなかった」として裁判所は警察に出頭し、翌日自殺した山田明さんの叫びをくみ取っていない。“不当判決”に怒りを覚えます。

名古屋市交通局長が平成 22 年３月 31 日、遺族に知らせず基金支部に提出した意見書には「被災者に対して実施した事故対応については、他のバス運転士に行っている対応と同じで有り、被災者に対して格段厳しい対応又は特別な対応を行ったものではない」とあります。名古屋市交通局長は部下を守る立場ではなかったのです。そして、名古屋地裁判決ではこの文章をそのまま引用していたのです。

皆様方のこれまでの温かいご支援、ご協力に感謝、お礼を申し上げます。闘いの場は名古屋高裁に移りました。支援する会は“逆転勝利判決” まで全力を挙げて活動します。引き続きご支援をお願い申し上げます。

＜傍聴者の感想＞

判決は、乗客を転倒させたバスの運転士という「冤罪」について事実確認もせず、交通局の言い分通りの判決でした。裁判所は証拠（事実）にもとづき公正な判決を出すものと思っていました。しかし、事実を明らかにすることをせず、交通局の言い分そのまま踏襲するという判決に驚いています。

第１０回地方センター交流集会

岐阜･長良川のほとりで全国の仲間がつどう

愛知健康センター　事務局次長　　吉川　正春

３月１４日から１５日、第１０回地方センター交流集会が岐阜のホテルパークで開かれ、１７都道府県から３５人と主催者など計４６人が参加しました。全ての都道府県にセンターづくりをめざすと共に現在の活動の交流を行いました。

担当県（愛知）を代表して愛労連樽松佐一議長は、25 年前「愛知健康センター」発足総会で初代理事長の山田信也氏が述べられた「働いて殺されてたまるか」との言葉に基づいて活動してきたことに触れ、いま全職場の安全衛生活動とともに労働時間法制改悪をストップさせることが重大な役割となっていると歓迎のあいさつを述べました。

今回の交流会の特徴は｢労働相談で気をつけること・傾聴トレーニングの実践｣でした。講師の代々木病院ＥＡＰケアシステムズの綾部直子氏（臨床心理士）は、まず相談される環境づくり（時間・場所・料金など）をすすめ、相談者も受け手も安心して対応できることが大切であると話されました。

次に、メンタルの相談に｢傾聴｣のトレーニングが行われました。｢もっぱら聞き手に徹する｣、｢相手の気持ちにより添って｣、｢同じ目線・感情で｣ 指摘されることはもっともとしながらも､｢そんなことでくよくよするな｣｢前を向いて頑張れ｣など､禁句が飛び出しそうな毎日の相談活動を振り返る機会となりました。少なくとも「先に電話は切るな」は肝に銘じた集会でした。

隣り合わせの人と傾聴トレーニング
好評でした

「次代を担う労働安全衛生」

今年もやります!！　労安学校　　労働会館本館会議室にて

講義内容はさらに充実を検討しています

6 月 6 日(土)　午後 1時 30 分開会　午後 4 時 30 分閉会
① はじめての労働安全衛生　②一人でもできる労働安全衛生

6 月 13 日(土)　午後 1時 30 分開会　午後 4 時 30 分閉会
パワハラうつ､会社と仲間の対応
講師:古水医師

アイシン吉田さん　裁判・和解解決

会社が労災の責任を実質上認める

ＡＴＵ（吉田さん）裁判を支援する会　　中村　一三

アイシン機工の吉田さんの会社に対する「地位確認・損害賠償請求」裁判は４月 15 日に和解解決となりました。この和解をもって会社と国は「労災認定」裁判の高裁への控訴を取り下げ、労災を認定した地裁判決は確定します。

この和解では、職場復帰は残念ながら実現できませんでしたが、その他の点では原告側の要求を全面的に貫きました。その主要な点は、

①原告側が要求した水準での解決金の支払い。

②会社は「より一層の安全対策に努める」こと。

③「口外禁止条項」を「解決金の額」以外には入れさせなかったこと。

これらは労災に対する会社の責任を実質上認めさせたことを意味します。このような和解を実現し得たのは、吉田さんを先頭に、弁護団、支援する会が一体となって法廷内外での闘いを闘い抜き、会社を徹底的に追い詰めたからです。愛知健康センターをはじめ支援していただいた方々にお礼申し上げます。

この和解の選択については吉田さんも、また私たちも苦渋の選択を迫られました。和解は吉田さんの退職が前提にならざるを得なかったからです。徹底して争った場合には裁判は最高裁まで行かざるを得ず長期化します。しかも「労災認定」裁判で勝利しても、吉田さんの職場復帰は極めて困難であると判断せざるを得ませんでした。それ故私たちは、吉田さんの将来を切り開くためにも、労災の確定と、この労災の取り扱いにおける会社の責任を明確にする形において和解する道を選びました。そして上記のような意義ある和解を勝ち取ることができました。

この和解を武器にして、私たちはアイシン機工やトヨタ系諸企業から労災とそのもみ消しを許さない闘いをいっそう進めていきたいと思います。

８年にわたる闘いを振り返って

原告　　吉田　祐二

4 月 16 日和解報告集会で弁護団や支援者、家族に囲まれた吉田さん（中央）

この８年間を振り返って、長いようであっという間の裁判生活だった。最初はどうしていいのか分からず、答えを求めて全国を回る旅に出て導き出した答えが、自分の問題は自分で解決するしかない。会社から恫喝や深夜の脅迫電話と最初の

頃は、大変であったものの、自分の中では、会社は何もやっていない、ウソとゴマカシ、結果ありきの調査しかやっていないので、絶対にまけるわけがない、と絶対の自信があった。自然解雇となり、会社への手続きに行ったが、最後まで応じず、担当者に自分は必ず戻ってくることになる。何故なら、あなたたちは何の仕事もしていなかったからだ、と言って会社を去った。結果裁判では右手だけだが労災になったし、会社に戻ることができたのである。しかし会社は補助参加制度を悪用し、高裁に上げてきた。それでも全くまける気がしなかった。会社は全く調査すらしなかったのに、いまさらどうやって新事実を出すつもりか。高裁も判決が不利と分かると、和解に応じてきた。最終的に会社が折れる形になったので、この辺が潮時と見て和解に応じることとし、その日に退職となった。ここまでやれたのは弁護団を始め全トヨタ労働組合、愛知健康センター等、多くの支援者のおかげである。そして証拠を持ってきてくれたり、一緒になって考えてくれた仲間たち、お金のことで大変迷惑をかけた両親や兄弟、親戚、一緒に闘ってくれた彼女がいた。今こうしているのも、皆様の応援があったからこそで、とてもじゃないが一人で闘うのは無理だった。広島で右も左も分からない自分を育ててくれた職場の人たち、自分のために治療と証人までやってくれた広島大学の宇土博教授、精神的に支えてくれた銭湯の常連客、誰を見ても感謝しきれない人たちばかり。自分の今はこうした人達によってあるのであって、これからは自分が困った人達のために応援していこうと思っている。ありがとうございました。

やまぜんホームズのパワハラ過労自死
労災認定を求め国を提訴

原告　　大迫　恵子

2015 年 4 月 7 日、弁護士や支援者の方々5 名で、夫の労災認定を求め名古屋地裁へ提訴してきました。

夫の正人は 2012 年 4 月 18 日に家を出たまま行方不明となり 5 月 1 日に木曽川にて水死体となって発見されました。当時 59 歳でした。子煩悩な夫は 4 人の子どもを残したまま突然、自ら命を絶ちました。

夫は桑名市の㈱やまぜんホームズで建て売り住宅の現場監督として働き、愛知・岐阜・三重の広範囲の地域を担当させられ一度に 10 棟以上の現場を持たされていました。更にパソコンの苦手な夫は、伊藤工務部長からパワハラによる「明日から仕事の報告は全てパソコンでやるように」といわれました。いきなり明日から仕事の報告をパソコンでできる訳はありません！その晩はお風呂で怒声をあげていました。この日以降、夫は日増しにくたびれはてていきました。

労基署同様に三重労働局からも 2014 年 10 月 24 日付にて審査請求を棄却され、同年 11 月 20 日付で労働保険審査会へも再審査請求を行いました。再審査請求して四ヶ月経過後、これでようやく提訴に至り裁判を行うことになりました。

夫は死にたくて死んだ訳ではないのです。仕事で精神的に追い込まれてうつになり、パワハラ・過労で命を失ったのです。夫の自死から丸 3 年が過ぎましたが、どんなに待っても夫は帰ってきません。私たち家族の心は、ぽっかりと穴が開いたままなのです。

愛する家族を残したまま死を選んでしまった夫の無念を晴らすために、新たに署名を集めたり支援する会の会員を増やし、皆様のご協力を得てがんばっていきます。

ご支援をよろしくお願い申し上げます。

残業代ゼロ・不当解雇で企業に都合のいい金銭解決に反対！

不安の波を乗り越えよう！

事務局員　　大家　信義

さまざまな不安の波が全ての国民に押し寄せてくる。

「戦争をする国」への準備、原発再稼働への動き、辺野古新基地建設の強行、消費税増税、社会保障の切り捨てなど。その結果として、少子高齢化、人口減少社会。

一方で肥え太った巨大企業と少数の大資産家、片方で多くの国民の貧困化がある。

社会の基幹である働く数千万人の現状も又不安の霧に包まれ、その霧は濃くなり嫌な臭いを発している。不安の内容を大きく分けると、雇用・収入・将来となろうか。

近年の雇用状況は働く側に不利な形で激変している。

完全失業者 300 万人の他に、半失業・無業者などを含め 1000 万人を超える失業状態の人がいる。非正規の労働者は働く人の三分の一、若者は半分と言われるまでになった。

ワーキングプアと言われる、働いても生活保護以下の年収しかない人は 1000 万人を超える。国民の多くは年収 300 万円生活を覚悟しろとマスコミは煽る。シングルマザー、シングルファザー、フリーター、外国人、障がい者など、年収 100 万円そこそこの人々も少なくない。そして将来の見込みが持てぬ人達は、非婚化、少子化、独り暮らし、不健康と言ったマイナス歯車に巻き込まれてゆく。

資本の側は内部留保という名のため込みを増やし続け 300 兆円とも 400 兆円とも言われる。そして強大な資金力を政治や行政に使ってさらに大きな儲けを企んでいる。その一つは残業代ゼロの法制化である。全産業の多くでサービス残業が行われている。低賃金と長時間労働が労働者を痛めつけ、うつ病を誘発し、果ては過労死へ結びつく。派遣労働も拡大の一途である。好景気には大量に受け入れ、景気に陰りがでると容赦なく派遣労働者は切り捨てられる。派遣元請けはピンハネするだけで、雇用の責任は全く負わない。苦しみは派遣労働者にのみ負わされる。派遣大手パソナの会長・竹中平蔵は「正社員は無くしましょう」と公言している。元総務大臣の頭には、憲法も労働基準法もないらしい。

「不当解雇を金銭解決で」と大きく報道された。不当解雇とは、一方的に労働者に不利で現行法では厳しく禁じられている。金さえ払えば何をしてもよい、という資本の考え方は怖ろしい。

労働組合の組織率は 17%まで下がった。現在、労働者の大半は、闘わない・闘えない労働組合に入っており、自主的・民主的に資本と対等に闘おうとする労働組合はあまりにも少ない。

希望は無いのだろうか。

政治分野の民主勢力の伸張、青年労働者達の取り組み、平和を守ろうとする広い力、法曹分野での青年法律家の活躍、全国の NPO 法人のいのちと健康を守る闘いなどの報道や、記事をよく目にする。簡単に希望を捨ててはならない。

愛商連共済会

第３回いのちと健康を守る学習交流会 in 稲沢

愛商連　鈴木 義一

２月８日（日）稲沢市総合文化センター（国府宮）で第3回いのちと健康を守る学習交流会をこれまで最高の 118 人の参加で開催しました。

会場の様子

学習交流会への「報告と問題提起」では、これまでの大腸がん１点健診を含む集団健診の受診率にふれ、共済会員比で 21％にとどまっており多くの会員が集団健診に参加できていないことを指摘しました。4月からの大腸がん健診を旺盛に取り組むことをはじめとして、各組織でも検診、健診の大切さを学び交流する場を設け、より多くの会員が集団健診に参加できるようにしようと呼びかけました。

「早期発見、早期治療、みんなで健康診断を受けよう」と題して吉田知克先生（医療法人尾張健友会千秋病院）から講演をしていただきました。先生は病気の早期発見のためにも健診が重要なこと、さらに、大腸がん検診には便潜血反応検査が有効なことを改めて強調しました。

午後からは①歯を大切に、②介護で心身とも大変、③ガンなんて怖くない、④メンタルヘルスケア、⑤免疫力を高める食事、⑥よく見える目に、の 6 つの分科会に分かれてそれぞれの講師の話を聞きながら論議を深めました。いずれの分科会も好評で、「全部の分科会に出たかった」「次回もぜひ参加したい」などの感想文が半数を超える参加者から寄せられました。私の参加した③ガンの分科会では、講師の先生は「ガンの患者でも一切痛みを伴わないで治療する自信がある」といわれ、これまでのガン治療は痛みを伴うものという先入観を改める必要があることを感じました。

今回の学習交流会では昨年９月から取り組んでいる「介護実態アンケート」の結果が報告されました。集約された 700 人余の結果は、家族に介護が必要な人が「いる」とした人が２割いること、その中で介護保険を「活用していない」人が２割いるという結果になっています。介護が必要な人が「いる」と回答した人のうちこれも２割の人が介護で相談できる人がいないと回答しています。また今の中小業者の実態として、本業だけでは生計が成り立たず家族のパート、アルバイトで支えられていることから考えて、経済的理由で介護保険制度の活用を制限せざるを得ない状況も広がっていることが窺えます。こうしたことを踏まえ今後実際に介護に携わっている人たちが集まって話し合い、相談する場所を組織として作ることが必要だと考えています。

今回の学習交流会は名古屋市内ではなく稲沢市で開催しました。そうしたこともあって県民医連や県保険医協会の協力をいただき、千秋病院を始め一宮市内の開業医の先生方にも講師を引き受けていただきました。今後もこうしたネットワークを生かして中小業者のいのちと健康を守る取り組みを一層強めていきたいと思います。

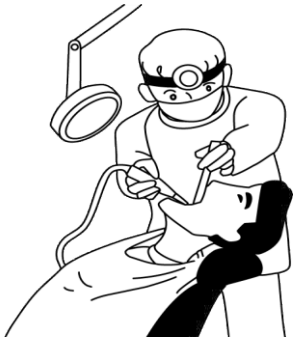

労働安全衛生委員会の出番　　労働組合が命の番人に

労安法の改正でストレスチェックの義務化

愛知健康センター　事務局次長　　吉川　正春

労働安全衛生法が2014年6月に改正され、労働者の「ストレスチェック」が義務付けされました。（2015年12月1日施行）当面50人以上の事業所が対象です。

背景には、精神障害等の労災認定請求が毎年増加していることがあります。（2013年度は過去最多の1409件の申請、認定は436件）パワハラなどが原因でうつ病を発症する事例が顕著になっています。その対策として事業主に毎年1回のストレスチェックを義務付けることになりました。

しかし、識者の間からは「提示されたストレスチェックでは適正な判断ができるか疑問がある。メンタル疾患の労働者を不適格者として職場から放逐することにつながりかねない」と懸念が表明されています。

この制度の導入について、問題点を事前に労働組合で十分な意思統一を行い、安全衛生委員会で表明するなど、事前の取り組みが重要になってきます。特に労安法では「健診結果」の事業者への提供は、労働者の合意がない限り行われないことになっています。

労働者が定年退職まで元気に働くことができる職場、意思に反して解雇されない職場作りに向けての踏ん張りどころです。

ストレスチェックの流れ図

（厚生労働省検討会報告書より）

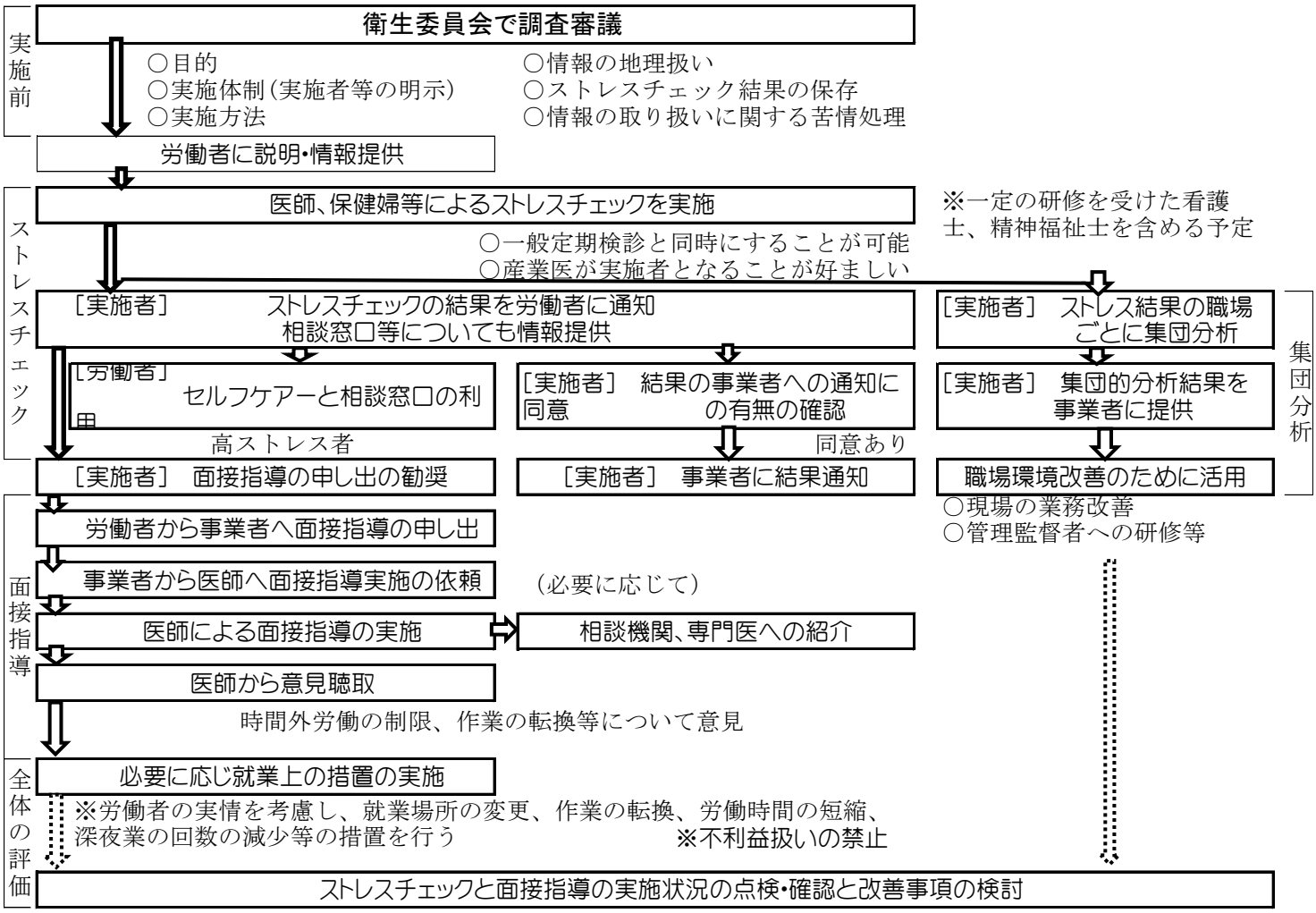

取り戻そう　生活時間と安定雇用
5.14　ACTION　(日比谷)に行こう

事務局員　　竹久　憲一郎

３月 29 日に「安倍政権の労働法制大改悪に反対する東海集会」が開催されました。主催者はコミュニティユニオン東海ネットワーク（愛知、岐阜、三重、静岡で活動する。個人加盟制の労働組合と関係団体による協議会）です。

基調報告は日本労働弁護団常任幹事の棗一郎弁護士により行われ「過労死･過労うつ推進法はいらない」という題目にて本年 3 月労政審が厚生労働大臣に答申したフレックス労働制の規制緩和や企画裁量労働制の拡大、新たな労働時間規制の適用除外制度を認める法案要綱について報告が行われました。

日頃から長時間労働（残業代不払い）や過労死、過労うつ、過労障害などの相談をうけ法的措置をとっている労働弁護団の立場から特に企画業務型裁量労働制の新たな枠組みと適用除外制度（ホワイトカラー・エグゼンプション）の新設について批判するとともに法案に反対の意見を述べられました。

基調報告のほか弁護団報告として東海労働弁護団事務局長白川秀之弁護士とブラックバイト対策弁護団家田大輔弁護士より報告がありました。さらに、各労組・団体からの報告があり締めの報告で愛知健康センター鈴木明男事務局長が過労死等防止対策推進法の報告と国会包囲デモに参加しょうと呼びかけました。

今回の緊急集会の趣旨は昨年末の総選挙で勝った安倍政権がすべての国民に承認されたとして、一方で戦争出来る国への法整備と憲法改正の準備を、他方でアベノミックスの建て直しと、労働法制の改悪への道を突っ走っており、派遣法の改悪案の三度目の上程、残業代ゼロ法の強行、そして次国会に準備されている解雇の金銭解決、これらを許してしまうならば労働者は「暗黒の雇用社会」につき落とされてしまう。これら労働法制の改悪を阻止するたたかいは、全世界の労働者が 200 年にわたって命がけで闘い取ってきた権利であり武器を守るたたかいであるというものです。

集会において「労働法制大改悪に反対する決議文」が採択され､つづいて行動提起では　基調講演をした棗弁護士の提起で改定派遣法の審議が本格化する５月 14 日の国会請願デモを 10 万人規模で行い改定派遣法を潰し、あとはドミノ倒しとしようという案が 107 名定員の会議室に座りきれない参加者全員のあつい熱気のなか採択されました。

ユニオン全国行動

★　日時　２０１５年５月１４日（木）１７時半開場、18 時～19 時半

★　場所　日比谷野外音楽堂

★　国会請願デモ　　同日１９時半スタート

愛知労働局、県、市に「過労死防止」の具体化を要請

愛知健康センター　事務局次長　　吉川　正春

４月 15 日、裁判傍聴を終え、鈴木明、鈴木美、木村、吉川の４人が午後 4 時から愛知労働局、愛知県、名古屋市に要請に行きました。

要請では「過労死防止等対策推進法」が施行されたことに伴い、各団体でその大綱を定め具体化が進められようとしています。具体化にあたって**①過労死防止運動に 25 年の歴史と実績を持つ愛知健康センターと「意見交換・懇談」を行うこと。②健康センターなど民間団体とどのような協力ができるのか協議すること**を申し入れました。

労働局と愛知県は対応する部局も明らかで、申し入れについては検討し返事をいただくことになりました。名古屋市では訪問した窓口で 10 分以上待たされ、結果は「まだ担当部局が明らかになっていない。担当が定まれば連絡する」とのことでした。

「過労死防止法」の具体化は、法律ができたから自然に運動が動くものでなく、愛知健康センターや過労死家族の会などが積極的な提言をしていかないといけないことを痛感しました。

平成 27 年度全国安全週間実施要綱　（抜粋）

危険見つけてみんなで改善　意識高めて安全職場

1　趣旨

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止を目的として今年で 88 回目を迎える。

平成 26 年の労働災害は前年を上回る結果となった。背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定される。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられる。

職場をあげて危険個所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から､以下のとおりとする。全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。

2　期間

平成 27 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。（6 月 1 日から 6 月 30 日は準備期間）

3　主唱者　　厚生労働省、中央労働災害防止協会

9　実施事項　安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

①　共通事項

ア　**安全大会等での経営トップによる安全への所信表明**を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚

イ　安全パトロールによる職場の総点検の実施

②特別重点事項

ア　転倒災害防止対策の取組（定着）状況の確認

イ　足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認

職場の労働
安全衛生

少しずつですが頑張っています！

退職勧奨・残業不払い問題等

建交労岐阜合同支部　　大森　勝典

私は岐阜県羽島市のアパレル会社に勤めている大森勝典です。４年前会社は、業績不振を理由に従業員の給料を一方的にカットするとともに、私には退職勧奨を迫りました。

私が退職勧奨を拒否すると、私を本来業務であるパタンナー（デザイナーの書いたスタイル画から婦人服の型紙を起す仕事）から隔離された配送業務に異動させ、ピッキングの単純作業をさせたうえ、些細なミスや間違いに対し始末書を求めるようになりました。それは、私の人格を貶め、脅かし、孤立させ、無理やり退職に追い込もうという組織的ないじめといえるものでした。私は、そんな状態を何とかしたいと考え、ネットを検索しＮＰＯ愛知健康センターの存在を知りました。

健康センターに電話すると鈴木明男事務局長が丁寧に話を聞いてくれて、「名古屋まで出かけてきませんか一緒に考えましょう。」と言ってくれましたので、健康センターを訪ね、鈴木さんに私の悩みを聞いてもらいました。ここでのアドバイスは、①一人でも入れる労働組合に加入して団体交渉すること。②弁護士を紹介するから相談したらどうかという二つの提案でした。そこで私は、労働組合のことは何も知らなかったことから代理人を立てることを決意しました。早速近くの法律事務所に案内され、弁護士に話を聞いていただき、会社に退職勧奨の中止を求める書面を出すことになりました。会社に書面が届くと上司からどこか他の会社にいってほしいということもありましたが、健康センターや竹内平弁護士にサポートいただき、その後も単純作業ながら無事に勤めています。その節は大変お世話になりました。ありがとうございました。

その後、紹介された一人でも入れる建交労に加入し、勤労者通信大学の受講や他の争議支援などの組合活動をしています。建交労岐阜県本部の山田委員長や支部の仲間から様々なアドバイスを受けながら、会社と対等な立場で労働条件を決めることや不当な扱いに対して職場改善がなされるように少しずつ、小さいことから取り組んでいます。

2014 年サービス残業をなくそうと取り組んでいるさなか、上司から暴行を受け会社に診断書を提出したことも有りますが、会社側の対応は従業員同士のただのいざこざという対応でした。そうしたなか、労働監督署による定期調査がありました。そこで私は、監督署にサービス残業の徹底した調査を求め、その結果、不払い残業代として２年間に遡って請求できることになり、従業員全員に合計額で 1500 万円を超える支払いをさせる事ができました。

現在、私が組合員であることを公表していませんが、働きやすい職場をつくる事があとに続く従業員の生活の安定と会社の発展につながると信じ、少しずつですが待遇改善に取り組みたいと思っています。

いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします

裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。
公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

争議名	セントラルフーズ未払賃金請求等裁判	高比良裁判
概要	労働条件不利益変更に伴う未払賃金請求裁判	労災認定された元期間工の損害賠償裁判。デンソーは労災認定否定。
日程(月日・時間)	2015年5月14日(木)午前10時	5月26日(火)10時
件名	進行協議	口頭弁論
場所	名古屋地裁2階202号法廷	名古屋地裁
争議名	やまぜんホームズ　大迫裁判	岐阜市　伊藤裁判
概要	過労とパワハラで自死。労災認定を求めて提訴	公園整備室長、業務をめぐって上司のパワハラ市庁舎屋上から自死
日程(月日・時間)	5月27日(水)　11時30分	5月28日(木)
件名	進行協議	口頭弁論
場所	名古屋地裁	岐阜地裁3階　終了後弁護士会館で報告集会
争議名	淑徳学園　宇田川労災認定裁判	全港湾　吉田さん解雇撤回裁判
概要	校舎改装時青石綿を曝露した	解雇撤回裁判
日程(月日・時間)	2015年5月28日(木)午後1時	2015年5月28日(木)午後2時30分
件名	弁論準備	口頭弁論
場所	名古屋地裁　2階	名古屋地裁1103号法廷
争議名	豊通損害賠償請求裁判	ケーアールケー　榊原過労死損害賠償裁判
概要	過労によりうつが悪化、無理な転勤命令により自死	長時間労働による過労死で労災が認定された
日程(月日・時間)	2015年6月10日(水)午後3時	6月12日(金)　午後1時30分
件名	進行協議(閉廷後、弁護団会議)	和解協議・傍聴不可
場所	名古屋地裁2階201号法廷	名古屋高裁6階
争議名	三輪さん労災認定裁判	新日鐵住金　手塚思想差別損害賠償裁判
概要	過労による虚血性心疾患の労災認定請求訴訟	仕事は出来るが思想が悪いと賃金待遇差別
日程(月日・時間)	2015年6月15日(月)午前11時	6月17日午後4時
件名	口頭弁論	判決
場所	名古屋地裁1103号法廷	名古屋高裁
争議名	岡崎商業高　風岡裁判	寺井土木　関岡裁判
概要	長時間労働により過労死	工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死
日程(月日・時間)	6月22日(月)午後2時	6月30日(火)　午後1時30分
件名	口頭弁論	争点整理
場所	名古屋地裁　11階	名古屋地裁　2階
争議名	加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判	新日鐵住金　鳴海障害者差別損害賠償裁判
概要	労災は認定。上司、先輩女性からパワハラ、いじめを受け自死。謝罪を求め提訴。	機械に巻き込まれて左腕を切断など身障者2級となったが、　昇給などで差別があった
日程(月日・時間)	7月7日(火)午後1時10分	
件名	弁論準備	まだ受理されていない
場所	名古屋地裁　11階	最高裁へ上告

東北新幹線に乗りたくて

名古屋家族の会　代表　　鈴木　美穂

3 月に、新聞への投稿で知り合った山形の五十嵐照子さんからの、「山形に来ませんか？」のお誘いで、何の躊躇いも無く「行きます！」と返事をして行ってきました。

出会いのきっかけは、彼女の投稿に私が少しだけ関わった事でした。娘は、「大丈夫なの？」と心配しましたが、東京、日光までしか行ったことの無い私は「日本だから大丈夫」と喜んで東北、山形へ。

五十嵐照子さんのこと

2011 年 3 月に息子の久人さん（25 歳）を亡くされた照子さんは、若い時に岡崎の短大に通っていらした事が有って、愛知の事を良くご存知でした。電話で話すと若い頃の思い出が沢山あるようで、とても懐かしがられて「今度は夫も一緒に同窓会に参加」して案内したいと話されました。

二つの葬式

2011 年 3 月 21 日は二人の命日。息子さんの久人さんとお爺ちゃん。お父さんが、入院中のお爺ちゃんが亡くなった事を、寝ている息子さんに知らせに部屋に行くと、すでに冷たくなっているのを発見。照子さんがお爺ちゃんを連れ帰ったら、家ではパトカーや救急車で大騒動になっていて、大変だったと言う事でした。

25 歳の死

久人さんはカルラという会社のまるまつ酒田店（和食レストラン）で店長代理として勤務。アルバイト店員の業務指導や管理をしながら自らも業務に従事し、1 ヶ月の残業は過労死ラインをはるかに超えた 100 時間から 160 時間。会社は業務計画表を作り、その計画を達成するために残業をさせ、またその残業時間は業務実績にしないというブラックそのものの働かせ方でした。連日昼前に出勤し、翌日未明に帰宅するという働き方が 2 年間も続き、「もう疲れた」と退職した直後に亡くなりました。これから沢山のやりたい事や、夢も希望もあったでしょうに悔やまれます。

それからの五十嵐さん

何かをしないと気が狂いそうになる日々の中で、新聞への投稿をされました。それを目にした私は、編集部に電話をして連絡を取らせていただきました。

以前は 40 代 50 代の働き盛りの夫が亡くなるというパターンが多かったのですが、トステム綾部事件で 20 代の若者の死を知った時、「ここまで来たか」と寒気がした事を思い出しました。私に出来る事をとの思いから、大阪の松丸弁護士に相談しました。先生はとてもフットワークが軽く、日本全国行かれている事を知っていたからです。直行便が無いので大変だったと思いますが、伊丹～羽田～山形庄内空港と、乗り継いで通っていただきました。

2012 年 3 月に労災申請、半年後の 9 月に認定。その後、損害賠償も和解が成立。その間、自分の署名活動をしながら「道の会」を結成。過労死防止法制定の署名集め、山形県内での防止法制定の意見書採択（酒田市、三川町、庄内町、鶴岡市、）と奔走されました。今回、「道の会」の皆様方ともお会い出来ました。ご主人の芳郎さんが、「本当は私達がお礼に行かなければならなかったのに」とおっしゃって下さり、照子さんからも弁護士との出会いを取り持った事に、身に余る感謝の言葉をいただきました。

［道の会］の皆さんに囲まれて。前列左から２人目照子さん。後列左から２人目芳郎さん

５月･６月の日程

月　日	時間	事　　項	場　　所
５月１日(金)	9:30	愛知中央メーデー	久屋エンゼル広場
５月３日(日)	13:00	憲法施行68周年・愛知憲法会議結成50周年記念「市民のつどい」	名古屋市公会堂(開場12:30)
５月８日(金)	18:30	西三河暮らしと健康を守ネットワーク	安城地区労事務所
５月13日(水)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
５月14日(木)	10:00	セントラルフーズ未払い賃金請求等裁判	名古屋地裁２階202号法廷
	18:00	取り戻そう　生活時間と安定雇用　５・１４ ACTION	日比谷公園野外音楽堂
５月15日(金)	18:30	全港湾吉田さんを支援する会結成総会	全港湾会議室
５月18日(木)	10:00	新日鉄裁判を支援する役員会	南部法律事務所
５月20日(水)		働く者のいのちと健康を守る全国センター理事会	東京
	18:30	加野社員パワハラ自死損害賠償請求裁判弁護団会議	水野法律事務所
５月22日(金)	14:00	アスベスト対策愛知連絡会	愛知健康センター事務所
５月23日(土)	13:00	過労死防止対策推進学会設立記念大会	明治大学駿河台キャンパス
５月24日(日)	10:30	ホームに可動柵を宣伝活動	金山総合駅南
	13:30	三輪さんを支援する会総会	安城市民会館２階の講座室
５月25日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
５月26日(火)	10:00	高比良裁判	名古屋地裁
	18:00	髙比良支援する会	愛知健康センター事務所
５月27日(水)	11:30	大迫裁判	名古屋地裁
５月28日(木)	10:00	岐阜伊藤裁判	岐阜地裁
	13:00	宇田川裁判	名古屋地裁
	14:30	全港湾吉田裁判	名古屋地裁
５月30日(土)	14:00	新日鉄の安全を考える第２回集会	労働会館本館２階会議室
６月４日(木)	10:00	東海法労学習会(講師派遣)	板倉ビル２階
６月６日(土)	13:30	春の労安学校	労働会館本館２階会議室
６月８日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
６月10日(水)	15:00	豊通損害賠償請求裁判	名古屋地裁２階201号法廷
６月13日(土)	14:00	春の労安学校	労働会館本館２階会議室
６月15日(月)	11:00	三輪さん労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
６月17日(水)	16:00	**新日鉄住金手塚思想差別損害賠償裁判　判決**	名古屋高裁
６月21日(日)	10:30	鳥居先生の公務災害認定を求める会総会&祝勝交流会	豊橋市職員会館５階大集会室
６月22日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
	14:00	風岡先生過労死労災認定裁判	名古屋地裁
６月24日(水)	18:30	過労死判例研究会	水野法律事務所
６月30日(火)	13:30	寺井土木･関岡過労自死労災認定裁判	名古屋地裁

７月７日(火)	13:10	加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判	名古屋地裁11階法廷
８月29日(土)	13:30	第25期愛知健康センター総会	労働会館本館２階会議室